

提供日 2026/07/03

タイトル 「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の一部改正に係るパブリックコメントの実施

担当 暮らし・環境部 暮らし交通安全課

連絡先 交通安全班

TEL 054-221-2549



**「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」の一部改正について、  
県民意見提出手続（パブリックコメント）を実施します。  
～ヘルメット着用義務対象範囲を通学時の高校生等まで拡大～**

静岡県は、自転車事故の防止等を目的とする「静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「自転車条例」という。）」を策定しています。

今回、高校生による自転車死傷事故の発生状況等を踏まえ、自転車条例の一部改正（自転車乗車用ヘルメットの着用義務対象範囲の拡大）を予定しています。

については、本改正案に対する県民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

令和8年7月3日（金）から令和8年8月2日（日）まで

2 意見の提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールのいずれかにより、意見書（書式自由）を提出してください。

なお、いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。

3 閲覧方法（静岡県ホームページ「県民意見提出手続（パブリックコメント）」）

<https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/gyoseikaikaku/johokokai/1002310/1067293/index.html>

4 意見の提出先

(1) 郵送の場合

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号

暮らし・環境部暮らし交通安全課（県庁西館6階）

(2) ファクシミリの場合

054-221-5516（暮らし・環境部暮らし交通安全課あて）

(3) 電子メール

kurashi-kotsu@pref.shizuoka.lg.jp

5 留意事項

いただいた御意見に対する県の考え方は、類似する御意見をまとめた上で、県のホームページでお示しします。御意見を出された方への個別回答はいたしませんので御了承ください。また、電話での御意見は御遠慮いただくようお願いします。

参加者募集告知

・ 催事等の当日取材

・ 実施事業等の紹介

・ 調査結果の公表

